

# 地籍問題研究会 NEWS LETTER

No.3 2020.10.23

# CADASTER

## 第 27 回定例研究会の開催

2020年8月5日(水)、第27回定例研究会(録画)を、当研究会ホームページにおいて配信開始した。高藤喜史・国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長による講演(第一部、6月22日収録、配信は2020年12月末まで)と、日本土地家屋調査士会連合会研究所から、4テーマにつき8研究報告(第二部、「表示登記制度及び土地家屋調査士の業務と制度の充実に関する研究」)が行われた。

録画を、地籍問題研究会 HP  
<http://chiseki.org/>にて配信中

ID : chiseki

PW : chisekiken



第27回定例研究会 配信動画より  
第1部 基調講演(高藤喜史氏)

## 【第27回定例研究会プログラム】

### 第1部 基調講演

#### ■「国土調査法等の改正と

##### 新たな国土調査事業十箇年計画の概要について」

高藤喜史氏(国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長)

※講演者肩書きは、講演収録時(令和2年6月22日)のもの。

### 第2部 日本土地家屋調査士会連合会研究所令和2年度研究概要 中間報告

#### 「表示登記制度及び土地家屋調査士の業務と制度の充実に関する研究」

趣旨説明 三田哲矢氏(日本土地家屋調査士会連合会研究所長)

#### テーマ1 「歴史的な地図・資料等の地域性に関する研究」

・報告(1)「法第25条第2項の研究成果の通常業務への結びつけ」

松永宏樹研究員(長野県土地家屋調査士会)

・報告(2)「法務省地図管理システムの改善とその運用方法」

田原浩之研究員(福島県土地家屋調査士会)

共同研究 早渡正伸研究員(新潟県土地家屋調査士会)

#### テーマ2 最新技術に関する研究

・報告(3)「一般的カメラによる土地・道路境界の写真測量及び自動化の検討」

本多 崇研究員(東京土地家屋調査士会)

・報告(4)「土地家屋調査士業務に於けるドローン利用」

山中匠研究員(広島県土地家屋調査士会)

・報告(5)「土地家屋調査士の2025年問題」

横山太郎研究員(釧路土地家屋調査士会)

#### テーマ3 不動産取引に関する研究

・報告(6)「確定測量という用語定義、そして越境処理」

伊藤直樹研究員(愛知県土地家屋調査士会)

共同研究 野城宏研究員(東京土地家屋調査士会)

、嶋崎勝彦研究員(山梨県土地家屋調査士会)

#### テーマ4 国土が抱える問題に関する研究

・報告(7)「民法239条とドイツ民法92条について」

「リノベーションされた中古建物の公示化について」

片岡聖佳研究員(和歌山県土地家屋調査士会)

・報告(8)「土地家屋調査士の使命としての問題解決手法について」

古尾圭一研究員(三重県土地家屋調査士会)

閉会挨拶 三田哲矢氏

## 【総括】

1. 本年3月末に改正された国土調査法。6月には同法施行令等、その詳細について直接関与され、ご多忙の地籍整備課長高藤喜史氏に、法改正と第7次国土調査事業十箇年計画に関し、録画収録という形で基調講演を受けていただいた。

## 今後の日程

### 第 28 回定例研究会

2020 年 11 月 14 日（土）13 時より  
オンライン開催

テーマ：空き家問題を考える ～各地の  
土地家屋調査士会の先進事例に学ぶ～

- 第 1 部 「住まいを終活する」  
基調講演 ～住まいのエンディングノ  
ートが当たり前となる社会を目指す～  
野澤千絵氏  
(明治大学理工学部建築学科教授)
- 第 2 部 「空き家問題に対応する土地  
家屋調査士の現状」(パネルディスカッショ  
ン)

令和 3 年度総会  
及び第 29 回定例研究会  
2021 年 3 月 6 日開催予定  
詳細未定

今回の研究会は、7 月 11 日に名古屋市内の会場でリアル講演の予定が、コロナ対策として、急遽全編録画による長期間の配信という方式をとることとなり、各登壇予定者は慣れない収録を各自で行った事もあり、映像の乱れ等が多々あったことを、担当幹事としてご容赦願う。

これまで、特に権利意識がますます高まっている都市部の地籍調査の進捗率を高める為、民・民立会の省略という形をとり、村落山間部ではリモートセンシング手法を取り入れる。これまでの国調の障害を払拭する内容に加え、さらに施行時にあわせ、事業主体からの筆界特定申請ができる事となっているだけに、土地家屋調査士業界として興味深い内容を解説いただいた。

このような貴重な配信が年末までいつでも、幾度も視聴できる。コロナ禍によって、唯一、恵まれた事ではないだろうか。

・ 第 2 部として、日本土地家屋調査士会連合会研究所より、4 つのテーマに対し、動画配信ならではの音響入り映像動画発表も含め、各 15 分単位で 8 件の中間報告として研究発表された。

同研究所では、連合会長の指示により、実際の土地家屋調査士の直近の業務にも参考となる研究に取り組むよう指示を仰いでおり、ご視聴いただく際は、その観点でご覧いただきたい。

・ 全体として、とりあげたテーマが様々となったが、配信を視聴側の好みで分けることもできた。発表内容自体が実務に直結するものもあれば、私見と言わざるを得ない内容もあり、評価は様々であろうが、研究会への質疑応答という事後対応が無い為、研究所員は所内でお互いブラッシュアップさせ、同連合会の本年度内に最終報告をとりまとめるべく、意見交換を行っている。(文責・伊藤直樹)

### 編集後記

第 27 回定例研究会の配信はいかがでしたでしょうか。まだの方は、高藤・前地籍整備課長のご講演の配信が年末までとなっておりますのでお早めに視聴いただきたいと思います。その高藤氏が 7 月 21 日付けで住宅局住宅企画官に異動され、後任として佐々木明德課長が着任されました。9 月 29 日には、街区境界調査成果に係る特例（国調法第 2 1 条の 2 関係）と地方公共団体による筆界特定の申請（不登法第 1 3 1 条第 2 項関係）が施行され、第 7 次国土調査十箇年計画関連の法令改正が整いました。街区調査は地籍調査の一部として官民境界確定を先行的に行うもので、震災の事前復興としての効果が期待されます。地籍調査の事業主体による筆界特定申請は、先に施行された不明土地所有者の境界立会を省略できる地籍調査作業規定準則の改正とあわせて、筆界未定地の発生を減少させる効果が期待されます。こうした制度の今後の運用について注目していただきたいと思います。

次回研究会もオンライン開催となりますが、コロナ禍が過ぎ去り、皆様と対面できる日が一日も早く来ることを願っております。本ニュースレター並びに研究会の活動に対するご意見を下記アドレス宛にお寄せいただければありがたく存じます。

### 地籍問題研究会 News Letter「CADASTER」No.3 2020 年 10 月 23 日発行

代表幹事 小柳春一郎（獨協大学法学部教授） / 事務局長 岡田康夫（東北学院大学法学部教授）  
事務局 〒171-8516 東京都豊島区南長崎 3-16-6 日本加除出版株式会社  
電話 03-3953-5757(代) FAX 03-3953-5772 e-mail:kikaku@kajo.co.jp (担当:編集部 真壁、朝比奈)